

令和5年5月15日提出

有資格業者の指名停止を行いました

標記について、次のとおりお知らせします。

期 間	令和 5年 5月15日(月) ~ 令和 5年 6月14日(水)							
内 容	<p>諫早市は有資格業者を下記のとおり指名停止としました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"><tr><td rowspan="2">指名停止業者</td><td>株式会社翔薬 代表取締役社長 大黒 勇一郎 福岡県福岡市博多区山王2丁目3番5号</td></tr><tr><td>富田薬品株式会社 代表取締役 富田 久雄 熊本県熊本市中央区九品寺6丁目2番35号</td></tr><tr><td>指名停止期間</td><td>1か月</td></tr><tr><td>指名停止の理由</td><td><p>上記2業者は、独立行政法人国立病院機構が発注する医薬品の取引分野における競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる措置。</p><p>諫早市物品調達等入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第5号(独占禁止法違反行為)」、第2第3項該当</p></td></tr></table>	指名停止業者	株式会社翔薬 代表取締役社長 大黒 勇一郎 福岡県福岡市博多区山王2丁目3番5号	富田薬品株式会社 代表取締役 富田 久雄 熊本県熊本市中央区九品寺6丁目2番35号	指名停止期間	1か月	指名停止の理由	<p>上記2業者は、独立行政法人国立病院機構が発注する医薬品の取引分野における競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる措置。</p> <p>諫早市物品調達等入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第5号(独占禁止法違反行為)」、第2第3項該当</p>
指名停止業者	株式会社翔薬 代表取締役社長 大黒 勇一郎 福岡県福岡市博多区山王2丁目3番5号							
	富田薬品株式会社 代表取締役 富田 久雄 熊本県熊本市中央区九品寺6丁目2番35号							
指名停止期間	1か月							
指名停止の理由	<p>上記2業者は、独立行政法人国立病院機構が発注する医薬品の取引分野における競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる措置。</p> <p>諫早市物品調達等入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第5号(独占禁止法違反行為)」、第2第3項該当</p>							
問い合わせ先	諫早市 企画財務部 契約管財課 担当:粕谷 電話番号:0957-22-1500(内線3683) E-mail:keiyaku@city.isahaya.nagasaki.jp							
備 考 (記事解禁日等)								